

主文別表2

番号	原告	認容額	遅延損害金元金	起算日
1	原告3	71万9250円	68万5000円	平成19年12月5日
2	原告6及び原告7 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	233万3100円	222万2000円	平成19年8月7日
3	原告11及び原告12 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	118万1460円	112万5200円	平成19年10月5日
4	原告23及び原告24 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	273万7350円	260万7000円	平成20年1月5日
5	原告1及び原告2 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	57万7500円	55万円	平成18年2月7日
6	原告42及び原告43 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	61万7400円	58万8000円	平成18年10月5日
7	原告16及び原告17 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	156万7440円	149万2800円	平成19年12月5日
8	原告19	35万4900円	33万8000円	平成18年8月5日
9	原告21及び原告22 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	48万7305円	46万4100円	平成19年6月5日
10	原告25及び原告26 (上記両名は連帯して支払う義務を負う。)	212万9400円	202万8000円	平成18年5月9日
11	原告29	145万3620円	138万4400円	平成18年12月5日
12	(1) 原告33 (2) 原告34 (3) 原告35及び原告36 (ただし、原告33は、原告34と、6万0007円及びうち5万7149円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員の限度で、原告35及び原告36と、各3万0003円及びうち2万8547円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員の限度で、それぞれ連帯して支払う義務を負う。)	(1) 12万0015円 (2) 6万0007円 (3) 各3万0003円	(1) 11万4300円 (2) 5万7149円 (3) 2万8574円	平成19年8月7日
13	(1) 原告39 (2) 原告38 (ただし、原告39は、81万0337円及びうち77万1750円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員の限度で原告38と連帯して支払う義務を負う。)	(1) 162万0675円 (2) 81万0337円	(1) 154万3500円 (2) 77万1750円	平成18年12月5日